

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>第1に、郵便もバスも行かないところに、ブロードバンドだけを供給することが必要かどうか、検討すべきだろう。現行ユニバーサル・サービスと言われているサービスは、実際には完全にユニバーサルではない実態を念頭におく必要がある。</p> <p>第2に、ブロードバンド未整備エリアの人々の生活水準が他地域の人々のそれにくらべて著しく悪い場合、そういった地域への再分配は必要となるが、それは地域間の直接的な所得移転で対応すべきであり、ブロードバンドという特定の財を通じた再分配方式は非効率である。</p> <p>所得再分配の手段としては、間接的な再分配(特定の財を通じた再分配)と、直接的な所得修正の2種がある。間接的な所得移転は、直接的所得移転に比べて効率の悪い再分配の方法である。言い替えれば、電気通信料金を1000円安くするなら、現金千円を与えるほうが、同じ千円の補助額で、より大きな効用を被補助者に与えることができる。</p> <p>直接的所得修正の利点は、ユニバーサル・サービスの内容が多様化している現在では一層重要である。多様化のすすんでいる社会では、使い道を限定しない直接的所得修正が望ましい。生活を向上させる消費項目はまことに多様であって、ブロードバンドを便利にすれば生活が向上すると一方的に役所が判断すべきではなく、個人の選択に任せることができるよう、直接的所得修正で対応すべきである。</p> <p>したがって、ユニバーサル・サービスの維持という概念を放棄し、貧乏な地域への再分配は直接的な地域間分配、すなわち交付税によって行い、光ファイバーの設置も含め、情報化の費用負担は自治体の責任で対応すべきである。具体的にどのようなサービスを提供するかは、各自治体が、自身の財源と地域間配分される財源をもとに選択すればよいし、どの事業者にやらせるかは、自身で直営するも、電力の電線を活用するも、NTTに委託するも自由に決めればよい。事業者の選択にあたって、競争入札の導入は補助金の効率化に寄与するだろう。</p>

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

ブロードバンドの提供に関していえば、消費者の選択が自由に行えるようにさえておけば問題はない。また、赤字でも必要と自治体が判断する場合に、どの事業者を選ぶかを自治体が自由に選択できるよう、上記のように補助制度を改革しておけば、問題はない。

一方で、事業者間の公正競争の確保は常に重要であるが、現在の時点で電気通信事業公正競争の確保に関してまず必要なことは、電気通信市場は、それが自由化された当初に比べても、また、航空や他の公益事業と比べても、はるかに競争的となっているという市場の実態をみすえ、事前規制ではなく事後規制で対応すべきという点である。

新規参入が困難な航空や電力などの分野と比べ、簡単に回線を借りて参入できる電気通信市場では、物理的な参入障壁も制度的な参入障壁もはるかに小さい、自由化された初期の頃と比べて、技術革新の進展が急速であることもあって、既存事業者であるNTTの比重はかなり低下してきている。

したがって、独占力の行使については、自由化の当初こそ、非対称規制を含む制度設計が必要であったが、現在では、単に巨大な企業であるという理由だけで、非対称規制の対象とすることには問題がある。技術革新の激しく市場流動の大きいこのような電気通信事業においては、市場の動きに将来をゆだね、必要な市場介入は事後的に行うことが賢明である。自由化に対応する規制制度が事後規制に基本を置くべきであると言われるのは、それゆえである。

無論、競争的となってきたとはいえ、不断に検討すべき独占禁止法がらみの課題は多く存在する。独禁政策の徹底は図られねばならない。特に、市場シェアの高い支配的事業者の行動には監視と適切な介入といった事後規制が必要である。

しかし、特定の事業者を市場集中度等によって他と区別して事前規制の形で市場介入することは効率的ではない。産業政策的な事前介入を強行うことは、かえって社会の厚生を損なう。

また、市場支配力を背景とした略奪的価格などの反競争的な行動は、支配的事業者に対して非対称事前規制を課しておけば回避できる問題でもないし、一見反競争的な行動が、市場全体の競争促進におおいにつながる場合もあり、個々の行動に基づいた審査が求められるべきである。そのような個々の事後的規制ならば、競争当局の担当に任せればよく、支配的事業者に対する事前規制は無意味である。

さらに、非対称規制は新規参入者をスポイルすることも念頭においておくべきである。事前の支配的事業者規制は、支配的企業の自由な行動を阻むだけでなく、新規参入者の依頼心を大きくしてしまい、競争を阻害する弊害のほうが大きいと言える。航空輸送市場における新規参入失敗の事例はそのことをよく物語っている。

筆者は、新規参入者にとって物理的・制度的な参入障壁は宿命であると考え、新規参入者には、制度を破り、挑戦していく役

割が課されているのである。しばしば、「規制緩和で新規航空会社が登場した」という表現を目にするが、これは全く正しくない。スカイマークが規制に挑戦し、規制を緩和させたのである。スカイマークが旗挙げして初めて、運輸省は新規参入の認可を真面目に検討し始めた。従来あった運賃の下限規制を撤廃させたのもスカイマークである。

この「規制への挑戦者」の役割を自力で戦い抜こうとせず、国に泣きつく姿勢をみせれば、企業は活力を失ってしまう。規制への挑戦者としての役割からは、新規参入者には、今後も、既存事業者が採用できないようなマーケティング手法を駆使して、自身で道を切り開いていく努力が求められる。

無論、このことと、競争政策の果たすべき役割とは別である。新規参入者は参入障壁を承知のうえで参入したのだから、不公正競争は放置しておいてよい、ということにはならない。この意味では、競争当局の事後規制の役割は重要である。